

## いろは元気サロン本町管理運営及び介護予防事業等業務委託プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

介護保険制度における地域支援事業実施要綱（厚生労働省老健局平成18年6月9日老発第0609001号）に基づき、適切なプログラムの企画及び円滑な事業運営を行う能力を有する最適な受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとします。

### 2 業務の概要

(1) 業務名 いろは元気サロン本町管理運営及び介護予防事業等業務委託

(2) 業務内容 本業務は、次の①～③で構成します

①サロン管理業務

②短期集中予防サービス事業業務

③一般介護予防事業業務

詳細は、別紙業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 実施場所 いろは元気サロン本町 住所／埼玉県志木市本町1丁目6番3号

(4) 委託期間 令和6年10月1日から令和9年9月30日

(5) 提案限度額

委託業務	限度額
サロン管理運営業務	11,800,000円
短期集中予防サービス事業業務	28,500,000円
一般介護予防事業業務	25,500,000円
総 額	65,800,000円

※いろは元気サロン本町管理運営業務及び一般介護予防事業業務は地方消費税の額を含みます。

短期集中予防サービス事業は、消費税法施行令第14条の2第3項第12号の規定により非課税とします。

※委託料には、施設賃貸料、賠償責任保険加入の費用も含まれます。

※短期集中予防サービス事業業務及び一般介護予防事業業務の事業本体部分は1件あたりの単価を設定し、限度額の範囲で件数に応じて支払うものとします。なお、各業務の単価は、提案時の見積額を参考に受託決定事業者と市で協議して決定します。

※限度額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものです。

(6) 支払方法 固定費は年2回（6か月ごと）に分けて支払います。単価部分の支払い時期や方法は、受託決定事業者と市で協議して決定します。

### 3 事務局（担当部署）

志木市役所 福祉部 長寿応援課 いきがい支援グループ

住所／〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

電話／048-473-1111（内線1095）

メールアドレス／tyoju-ouen@city.shiki.lg.jp

※開庁は、祝休日を除く月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分となります。

### 4 選定方式

公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するものとします。

## 5 参加資格及び条件

本プロポーザルに参加できる者は、次の参加資格及び条件を全て満たす単体事業者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- (2) 志木市から入札参加禁止又は指名停止の措置の要件に該当していないこと
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと
- (4) 県内に本社(本店)又は事業所(営業所)を有し、法人の場合は、法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること
- (5) 介護保険法の趣旨を理解し、介護予防事業についての企画・実施能力があり、過去2年間において自治体及び企業等において、提案業務又は類似する介護予防事業の業務実績があること
- (6) 志木市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成18年11月1日)に定める除外措置要件に該当していないこと
- (7) 理学療法士の資格があり、介護予防等、高齢者に関わる実務経験がある従事者を有していること
- (8) 介護予防、介護保険制度について広く理解し、本業務の執行にあたり、十分な能力と適正な体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること

## 6 実施スケジュール

内 容	期間及び締切日
実施要領等の公開(ホームページ)	令和6年4月 1日(月)
質問の受付終了	令和6年4月18日(木) 正午
質問回答(最終更新)	令和6年4月26日(金)
企画提案参加申込書の提出	令和6年5月10日(金)
企画提案参加資格審査結果通知	企画提案参加申込書提出から5日以内(祝休日除く)
提案書類の提出期限	令和6年6月 7日(金) 午後4時まで
プレゼンテーション及び審査	令和6年6月中旬～未予定 ※日時は参加申込書提出時にお伝えします
審査結果の通知	令和6年7月 3日(水) 発送予定
業務委託契約締結	令和6年10月1日(火)
業務開始	令和6年10月1日(火)

## 7 質問及び回答

### (1) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、参加申込、企画提案方法(業務実施に係る質問を含む)に関する事項に限るものとし、審査及び提案内容に関する質問は受け付けません。

### (2) 質問受付・方法

令和6年4月18日(木) 正午までに電子メールで送付してください。

- メールタイトル(例)「短期集中予防サービス事業業務 質疑事項(〇〇〇社)」
- 送信後は必ず電話にて着信確認を行ってください。

### (3) 質問回答

令和6年4月26日(金)までに本市ホームページで順次公開します。個別には回答しません。

## 8 参加申請書・企画提案書（事業実施計画書）等の提出

企画提案参加申込書（様式1）は令和6年5月10日（金）までに、その他の書類は令和6年6月7日（金）午後4時までに、志木市福祉部長寿応援いきがい支援グループに持参または郵送にて提出してください。ただし、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、上記期限必着とします。電子メールでの提出は受け付けません。

なお、提出期限後の提出書類の再提出及び差し替え、追加は原則認めません。ただし、組織変更等やむを得ない場合の業務実施体制変更については可とします。

●様式1とは別に、様式2から提案書までをスライド式レールファイル1冊に綴じ、必要部数を提出してください。

様式	提出書類	内容、留意事項等	部数
様式1	企画提案参加申込書	様式に従い記載する。	原本1部
様式2	表紙	様式に従い記載する。	原本1部、副本6部
様式3	提案者の概要	会社概要、業務実施体制、介護予防事業 業務実績 ※会社概要がわかるパンフレット等の資料があれば添付してください。 ※過去に行ったことがある介護予防業務等の参考資料があれば添付してください。	原本1部、副本6部
様式4	見積書	1業務ごとの単価等を示し見積りをしてください。 内容は業務遂行に必要と思われる項目を適宜追加変更してください。 内容が様式3に準じていれば任意様式でも可能です。 なお、訪問等、事業の本体業務に関しては人件費を含めた単価、人員配置等で可能な件数を設定し算出してください。 <u>※施設賃貸料、本体業務の単価設定の目安は企画提案参加資格審査結果通知の際にお伝えいたします。</u>	原本1部、副本6部
様式5	配置予定従事者調書	様式に従い記載する。	原本1部、副本6部
任意様式	企画提案書	A4サイズ6枚以内（両面可） モノクロ、カラーの指定なし 「10審査方法」の審査基準を参考に作成してください。	原本1部、副本6部

## 9 企画提案に対するプレゼンテーション及びヒアリング、審査

### (1) 期日・会場

令和6年6月中旬～末までに実施予定

※詳細の時間については企画提案参加申込書提出時にお伝えします。提案者が複数の場合、順番は市が無作為に決定します。

(2) 説明者等

本事業の従事者を含む3人以内とします。

(3) 説明時間

1事業所あたり30分程度とします。

(企画提案初頭の説明20分程度、質疑応答10分程度)

(注意事項)

プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出された際には、その状況によりインターネット回線を利用したオンライン形式の実施に変更する場合があります。詳細は変更決定後、速やかに電話及び文書にて通知します。なお、変更がない場合の通知はしません。

10 審査方法

(1) プロポーザルの審査

「いろは元気サロン本町管理運営及び介護予防事業等業務委託事業者選定委員会」において、プレゼンテーションと提出書類の内容により、総合的な判断を行います。審査は、下記審査基準に基づき採点し、得点が最低基準点である60点（100点満点）以上の提案者のうち、評価点の総合計が最も高い事業者を受託候補者として選定します。

〈審査基準及び配点〉

審査項目	内容	評価基準	評価点
実施体制	実施体制	業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか	10
	人員配置	業務実施に必要な知識と経験を有する人員の配置があるか	10
	業務実績	同種または類似する業務の実績があるか（他自治体等でも可）	5
	危機管理	個人情報の保護、事故や感染予防に対する安全管理などの体制があるか	10
	連絡調整	関係機関と円滑な連携が行えるか	5
提案・プレゼンテーション	業務遂行	仕様に基づいた実現可能な業務提案か	10
	独自提案	事業所の強みを生かした、市に有益な独自提案があるか	5
	資源活用 事業周知	地域資源を活用した取組や事業の認知度を高める取組の提案があるか	10
	改善提案	利用者の自立支援を目指し、心身機能を向上できるような工夫があるか	10
	医療連携	医療サービスとの連携により、一体的なサービス提供体制の構築に向けた提案があるか	10
	プレゼンテーション	提案書に添ったわかりやすい説明や質疑応答がなされたか	5
見積金額※	見積金額	業務に対する適切な見積金額か	10

※見積金額が限度額を超過している場合は、評価点は算出せず失格となります。

## (2) 審査結果の通知

審査結果は、決定通知書により参加者全員に通知するとともに、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により下記の範囲で公表します。なお、審査内容の詳細は非公開とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議の申立ては一切受け付けません。

### 【公表範囲】

選定された事業者名及び参加全事業者の総得点

※選定事業者以外の事業者名の公表は行いません。

## 1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合していないとき
- (2) 企画提案書等の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき
- (3) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (4) プロポーザルの手続きの過程で、前記5の(2)又は(3)の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (5) 審査の透明性・公平性を害する行為及び著しく信義に反する行為があったとき
- (6) ヒアリング等に出席しなかったとき

## 1.2 その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (2) 提出書類は返還しないとともに、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しません。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (4) 本業務で得られた成果品及び著作権については、市と受託者に帰属します。
- (5) 志木市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とします。